



10月は自転車の 安全利用・ヘルメット着用推進月間

【自転車安全利用五則】

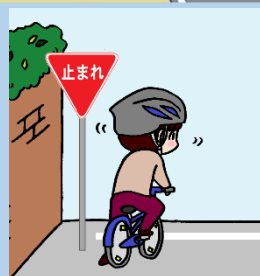
①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車で歩道を通行する際は、直ちに止まれる速度で車道寄りを通行、歩行者を立ち止まらせるなどの行為は厳禁！！



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

昨年中、自転車の交通事故は約83%が交差点及びその付近で発生しています。一時停止などの交通ルールを守りましょう。



③夜間はライトを点灯

ライトは周囲を照らすだけでなく、自分の存在をアピールします。暗くなる前にライト点灯を！



④飲酒運転は厳禁！！

自転車も飲酒運転は厳禁！！罰金や運転免許のある人は行政処分が科されることがあります。



⑤ヘルメットを着用

頭部へのダメージは、致命傷につながります。

ヘルメットを着用して、自分の命を守りましょう。



「自転車ポータルサイト」では自転車の交通ルールなどを分かりやすく解説しています。



岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X(旧ツイッター) URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X(旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析